

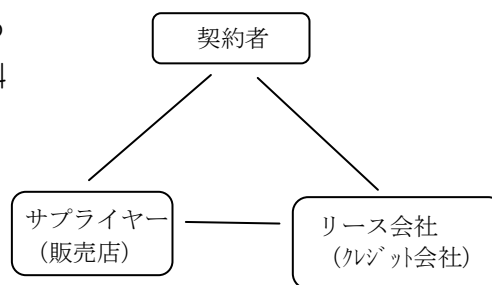
処方箋 第38号

処方箋 第38号

次々リース契約にご用心！

歯科医院に業者が来て、「毎月支払っているリース料が1万円安くなる」と、新しい電話機の契約を勧められたが断った。実は、過去にも同様の話や「前の納入業者が倒産し業務を引き継いだ」などと勧誘され、次から次に電話機、FAX、防犯システムなどのリース契約をしてきた。不審に思い勧誘業者に電話をすると乱暴な口調で対応され、怖いと思ってこれまで放置してきた。しかし、毎月5万円がリース料として口座から落ちていて負担が大きいことは確かである。可能であれば解約したい。

(70歳代歯科医院経営)



<相談の経緯>

相談者のリース料支払い一覧表

	月支払額	支払残	勧誘業者	支払総額
①	7000円	168千円	C (A)	588千円
②	13000円	468千円	C (B)	1092千円
③	30000円	2100千円	C	2520千円
	合計	2736千円		4200千円

センターで契約内容を整理したところ上記表の通りで、C社が全ての契約に関与し、(①②は二次代理店として③はサプライヤー) 虚偽説明で次々に unnecessary リース契約をさせていることが判明しました。C社とは現在連絡が取れず対応を求めることが出来ない状態でしたが、リース会社の協力もあり、①②はA社、B社が残りの支払いを負担することになりました。しかし、③はC社のみの関与で、やむを得ず支払いを継続することになりました。

リース契約は、上図のように三者間の契約で**クレジット契約**と形式は似ていますが、現状では法規制がなく業界団体（リース事業協会）の自主規制に委ねられているのみです。

参考: クレジット契約が悪質商法の温床であると社会問題になり、法律改正がされた結果、販売方法に問題があれば今後の支払いを停止したり、場合によってはクレジット会社が販売店に代わり、既払い金の返還に応じることとなります。

ご相談は…
まずは
お電話!!

但馬消費生活センター
たじま消費者ホットライン
マスコットキャラクター
ホットちゃん



しまった、困った、その時は
消費者センターは生活のお医者さん

但馬消費生活センター
相談電話: 0796-23-0999
たじま消費者ホットライン
相談電話: 0796-23-1999